

グラフィカル ユーザー インターフェイス (GUI) の 意匠制度による保護 — インド



モウミタ・ロイ (Moumita Roy)

GLOBAL IP India

インド弁護士 (インド弁護士会登録) インド知的財産権弁護士

どの国においても、イノベーションと創造力の強化を図るためには、知的財産権の保護が極めて重要です。インド政府は、「クリエイティブ・インディア、イノベティブ・インディア」というビジョンを掲げ、ビジネス競争力を高める独創的価値をインドで創出するためにあらゆる手段を講じて懸命に努力してきました。インフラ整備から情報の普及、行政プロセスの再構築に至るまで、知的財産のシステムに近年さまざまな改良が加えられてきています。

進化する知的財産権保護の最近の好例として、グラフィカル・ユーザー・インターフェイス (GUI) に関するカルカッタ高等裁判所の判決 (2023年3月20日) があります。この判決により、2000年インド意匠法に基づく GUI の法的保護への道が明確に開かれました。

この問題を深く掘り下げるには、GUI とは何なのかをまず理解する必要があります。GUIとは、コンピュータやスマートフォンなどの電子機器とユーザーが交流するためのインターフェースのことです。GUI には通常、電子機器の画面に表示されるアイコン、メニュー、その他の視覚的な絵や表現が含まれます。視覚に訴えるこれらの絵や表現によって、一般の人々がマシンと容易に対話できるようになるのです。

スマートウォッチから自動車や飛行機に至るまで、あらゆる業界でGUIは電子機器とユーザー間の情報交換をスムーズにし、仮想現実や拡張現実などの新技術の導入を可能にしています。誰もが小型コンピューター (スマートフォン) を手にする今日の世界においては、GUI の顕著な効用を無視することはできず、GUI を作り出すために知的努力をした人々に相応の保護と利益を提供しないわけにはいきません。

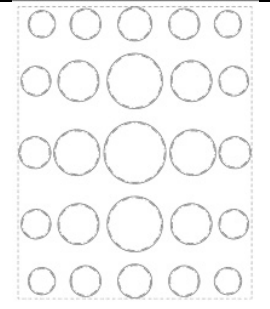
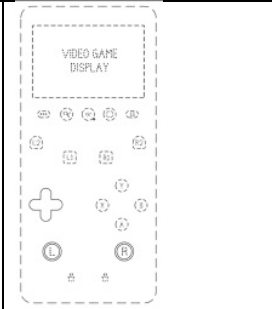
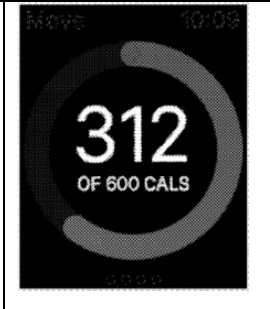
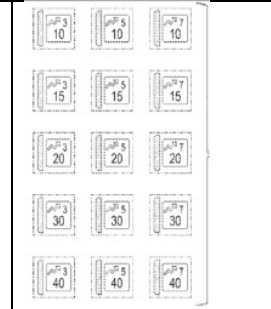


Image Source: Free to use image from Pexels

たとえば米国特許商標庁（USPTO）には、GUIが2020年11月に審査官によって拒絶された歴史があります。GUIは単なる表示された画像とみなされ、米国特許審査基準（MPEP）が定める意匠特許出願の対象としてのコンピューター生成「アイコン」に相当しないと判断されたのです。その際、古いStrijland審決 [Appeal No. 92-0623 (USPQ 2 d 1259 (BPAI Apr. 2, 1992))] が参照されました。

しかし、USPTOの審判部（PTAB）は、MPEPに記載の「アイコン」には「全画面表示および個別のアイコン」が含まれていると指摘し、コンピューターのディスプレイ画面上に表面装飾として表示されるアイコン画像である控訴人の意匠は、意匠特許の対象としての適格性があると結論付けました。この結果、審査官の拒絶査定は覆され、米国における GUI の意匠特許による保護の道が開かれました。

このようにして、GUI の重要性を認識する今日の世界では、米国、中国、オーストラリア、日本、ヨーロッパなどの多くの国が、さまざまな形で GUI 登録プロセスを採用しています。

登録済み GUI の例			
			
USPTO Applicant: Imran Choudhry, Application No: 29/853,796 Date: June 6, 2023.	USPTO Applicant: Google LLC, Application No: 29/887,179 Date: July 18, 2023.	USPTO Applicant: Apple Inc, Application No: 29/839,638 Date: April 25, 2023.	USPTO Applicant: Promontory Mortgagepath LLC. Application No: 29/6699,415 Date: October 5, 2021.

そんな中、インドの知的財産分野では、GUI の知的財産保護に関し依然として大きなギャップが存在していました。2008 年にインド意匠庁は、意匠規則に「画面表示およびアイコン」を保護するためのクラス 14 を含めましたが、クラス 14 における出願をどのように審査するかについては一貫性と明確性がありませんでした。この問題は、2014 年にインド意匠庁が Amazon の GUI アプリケーションを拒絶したときに表面化しました。

Amazon Technologies, Inc. (Amazon) は、インドにおいて意匠出願第 240305 号を、クラス 14-02 に基づき「デジタル作品の補足情報を表示画面に提供するためのグラフィック・ユーザー・インターフェイス」に関して出願しました。しかし、表示を得るためには機器を「ON」にする必要があり、「ON」になるまで表示は存在しないため、その意匠は物品の装飾的要素や物品の「目を引く要素」とは認められないとして、出願は拒絶されました。この特徴は機能的であると考えられたのです。そして、このAmazon の出願の審査結果に従うかたちで、インド意匠庁は GUI の登録に関して非常に厳格なアプローチをとり、GUI の保護を目的としたあらゆる意匠出願を一貫して拒否してきたのです。

そして2021年、インドの意匠制度の規則に国際ロカルノ分類が組み込まれて状況は変わったかのように見えました。クラス 14-04 が画面表示とアイコンを含むのに加え、グラフィック・シンボルとロゴ、表面パターン、および装飾を保護するために新しいクラス 32 が加えられました。しかし、この改正により GUI の登録に道が開かれるという期待に反して、実際の出願審査に大きな変化は見られませんでした。たとえば、新しい規則が導入されたにもかかわらず、意匠出願用の電子出願システムでは、出願人はクラス 32 の意匠出願を提出することさえできなかったのです！

その後、意匠登録制度におけるGUIの問題は裁判所に持ち込まれました。そして、カルカッタ高等裁判所による2023年3月20日の判決（UST GLOBAL (SINGAPORE) PTE LTD 対THE CONTROLLER OF PATENTS AND DESIGNS AND ANR: AID NO. 2 OF 2019）が、2000年意匠法に基づく GUI 登録の曖昧さの問題に終止符を打ったのです。

本件の経緯は以下のようなものです。

シンガポールに本拠を置く世界的なテクノロジー・ソリューション・プロバイダーである UST Global 社が、自社のソフトウェア製品における新規な意匠に関する出願をしました。

「タッチスクリーン」と題された意匠出願第298921号は、2017年10月30日にインド特許意匠庁に提出されました。しかし本出願は、特許意匠庁により審査され、タッチスクリーンにGUIとして表示される新規な表面装飾表示を有する意匠は、「意匠」として登録することができないという理由で拒絶されました。

このGUIは、製品が「ON」モードのときにのみ表示され、「OFF」モードのときには何も表示されません。このため、本願にかかる意匠はいかなる物品の意匠としても扱われず、登録できない、と判断されました。GUIはいかなる「工業的」製造プロセスにも従っておらず、ソフトウェア開発プロセスによって作成されたものにすぎないとされたのです。

意匠法では、意匠の定義は次のようになっています。

「2. 定義

—この法律では、意匠そのものまたはそれから導かれる文脈に不快なものがない前提で—
(d)「意匠」とは、以下の特徴を意味する。

- i) 線や色の形状、構成、パターン、装飾または構成である。
- ii) 二次元、三次元、またはその両方の形式を問わず、あらゆる物品に適用される。
- iii) 手作業、機械的プロセス、化学的プロセスあるいはそれらの組み合わせを問わずあらゆる工業的プロセスや手段により、物品に施され、視覚によってのみ判断され得るものである。」

審査官は、アイコンやGUI は工業生産のプロセスに従わず、主にソフトウェア開発処理によって作成されるため、UST の出願にかかる意匠は 2000 年意匠法に基づく意匠ではないとして、UST の出願を拒絶しました。

この拒絶査定を不服として、出願人はカルカッタ高等裁判所に提訴しました。

そして、カルカッタ高等裁判所は2023年3月20日、意匠審査官の決定を覆し、GUIは工業的な意匠として登録の適格性があると判示しました。当該裁判所は、GUI が新規性、独創性、美的魅力を備えるという基準を満たしており、それによって工業意匠保護の要件を満たしていると認めたのです。この判決は、GUI は視覚的に認識され、ユーザーに視覚的な影響を与えることができるという理解に基づいています。通常、意匠は物品の外観に関連するものですが、変化する視覚的特徴であっても、登録可能な意匠の特徴とみなされ得ると判断されました。

意匠法第 2 条 (d) の (iii) に基づき、GUI を表示するソースコードをソフトウェア開発者が創出したと裁判所が判示したことが重要です。このソースコードはマイクロコントローラーおよびマイクロプロセッサに記憶され、電子的手段でピクセルを照らすことによって画面上に表示

されます。したがって、この意匠は工業的なプロセスや手段により物品に施されたものなのです。

カルカッタ高等裁判所のこの判決は、GUI が意匠登録の対象となることを明確にし、工業デザインの特徴的な側面としての GUI の価値の重要性を確立させました。この判決は、インドで GUI の保護を得ようとするデザイナーや企業にとって重要な意味を持ちます。GUI は現在では知的財産として認識されており、物品に適用すると価値がでて、登録可能になるのです。

GUIが工業意匠保護の対象として認められることで、インドでも、デザイナーや企業が革新的なインターフェースデザインを不正コピーや模倣から守ることができるようになることが期待されています。GUIに対する明確な法的保護が提供されたことで、視覚的に魅力的でユーザーフレンドリーな GUI の開発に時間、労力、創造性を投資するデザイナーのイノベーションを促進するのです。

カルカッタ高等裁判所の判決は、GUI に適切な法的保護を提供し、創造性を育成し、投資を呼び込むことにより、インドが世界市場での競争力を維持することを保証します。すなわち、既に GUI を意匠保護の対象として認めている米国、欧州連合、オーストラリア、中国、日本、韓国などの現代法域における国際基準と慣行に、今後はインドも倣うことになります。

著者紹介

モウミタ・ロイ (Moumita Roy)

GLOBAL IP India、

インド弁護士 (インド弁護士会登録)

インド知的財産権弁護士

e-mail : moumita.roy@gip-india.in

ロイは、10年以上の経験を持つインド弁護士及びインド知的財産権弁護士。裁判所で法律家としてのキャリアをスタートさせ、現在はGLOBAL IP Indiaにて、多国籍企業のインドにおける商標、意匠等の権利化及び権利行使、法律や著作権に関する広範な知的財産の案件をサポートしている。

商標、意匠、著作権の登録及び権利行使。知財戦略、知財ポートフォリオ管理、契約書、知財権交渉、権利移転、譲渡、紛争解決、知財取引等の幅広い経験を有する。

【参考】 www.gip-india.in

翻訳者

宮川良夫 (みやがわよしお)

United IP Counselors, LLC、経営パートナー

日本弁理士、米国パテントエイジェント

【参考】 www.unitediplaw.com